

平成 21 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 O K K (大 阪 機 工 株 式 会 社)
代 表 者 名 取 締 役 社 長 土 井 隆 雄
(コー ド 番 号 6205 東 証 ・ 大 証 第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員
管 理 本 部 経 理 部 長 筑 田 憲 二
(T E L . 0 7 2 - 7 7 1 - 1 1 2 7)

第三者割当による第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関するお知らせ
(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、平成 21 年 8 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 1 回乃至第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 9 月 14 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	100 個（第 1 回乃至第 10 回新株予約権合計：1 回号あたりの新株予約権の個数は 10 個）
(3) 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権 1 個につき金 17,680 円(総額 1,768,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	・ 当初の行使価額（135 円）における潜在株式数：7,407,407 株 ・ 下限値の行使価額（45 円）における潜在株式数：17,748,000 株 （上記下限値の行使価額における潜在株式数は、平成 21 年 8 月 27 日現在における本新株予約権の行使上限株式数です。詳細については、下記（8）その他をご参照下さい。） ・ 上限値の行使価額（180 円）における潜在株式数：5,555,555 株
(5) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	993,768,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（第 1 回乃至第 10 回新株予約権合計）および本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第 1 回乃至第 10 回新株予約権合計）を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初 135 円 本新株予約権の当初の行使価額は、本新株予約権の発行決議日（平成 21 年 8 月 27 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値×150%に相当する価額です。 当社は、本新株予約権の割当日の 3 ヶ月後（平成 21 年 12 月 14 日）

この文書は、当社の第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>以降、当社の判断により、各回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます（同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です）。修正開始の決定がなされた回号の新株予約権の行使価額は、修正開始を決定した日の直前3連続取引日の東証終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの3連続取引日の東証終値の平均値×90%に修正されます。</p> <p>（詳細は、下記2.募集の目的及び理由<本新株予約権の商品性>をご参照下さい。）</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認が必要となります。 ・ 当社は割当予定先である野村証券株式会社との間で、下記の事項について合意する予定です。 <p>当社は、①当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」という。）に係る議決権の数に、②本新株予約権、当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当方式で発行する新株予約権及び当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」という。）の取得または行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,748個（平成21年8月27日現在の当社議決権総数70,994個の25%未満）を超えることとなるような本新株予約権の行使または同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない（以下、かかる本新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行を合わせて「上限議決権数超過行使等」という。）こと。</p> <p>（詳細については、下記6.割当予定先の選定理由等（5）をご参照下さい。）</p>

2. 募集の目的及び理由

<資金調達の主な目的>

世界的な景気後退局面という厳しい経済環境の中、当社グループでは、生産効率の向上と徹底したコスト削減により収益力の強化を図るとともに、高品質製品による顧客満足度の向上、さらには将来に向けた人材育成に取り組み、強固な経営基盤の構築に取り組んでおります。

特に、主力の工作機械においては、エネルギーや環境関連分野の製品開発と販売力強化に取り組み、タイムリーな商品の提供と積極的なユーザーサービスを実施しております。また、海外におきましては、

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

巨大市場である中国・インド等の新興国への積極的な取り組みを図っております。

今回の資金調達には、上記取り組みを推進するための設備投資資金および研究開発資金を確保するとともに、自己資本の充実による財務基盤の強化を実現することを目的としております。

本新株予約権は、当社の判断により、分散して行使価額の修正開始時期を決定することでマーケット・インパクトに配慮しながらタイミングを捉えた資金調達および資本増強を図ることが期待できること、また本新株予約権の行使により交付される普通株式数には上限が設定されており、さらに当社の判断でいつでも本新株予約権の取得ができることで、希薄化の進展度合いに一定の歯止めをかけることが可能なことから、当社では、本新株予約権の活用が、既存株主やマーケットに配慮しながら今後の成長および財務基盤の強化を図るにあたって最も合理的な資金調達的手段であると考えております。

<本新株予約権の商品性>

本新株予約権には、主に以下の特徴があります。

① 本新株予約権の当初の行使価額について

当初、本新株予約権全 10 回号の行使価額は 135 円（発行決議日の東証における当社普通株式の普通取引の終値×150%）と、発行決議日時点の株価より高い水準に設定されております。したがって、株価が当初の行使価額である 135 円を上回らない限り、もしくは、当社の判断で行使価額の修正を決定しない限り、本新株予約権の行使は生じにくい設計となっております。

② 行使価額の修正の決定および権利行使のプロセスについて

- ・ 当社は、本新株予約権の割当日の3ヶ月後以降、当社の判断により、各回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます（同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です）。修正開始の決定がなされた回号の新株予約権の行使価額は、修正開始を決定した日の直前3連続取引日の東証終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの3連続取引日の東証終値の平均値×90%に修正されます。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向や市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、どれだけの個数の新株予約権を行使するかを表明し、表明した個数の新株予約権の出資金総額（表明した新株予約権の個数×新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額）の払込みを行います。当該出資金総額は、割当予定先が新株予約権を行使することにもなって資本に切り替わる設計となっております。
- ・ 割当予定先が行使を表明した新株予約権は一定の条件（※）が満たされている限り、権利行使最終期日（平成24年9月13日）までに必ず行使される仕組みとなっております。

（※）一定の条件とは、当社にデフォルト事由が発生しないこと、当社の判断等により本新株予約権の取得を行わないこと、行使価額の修正開始日以後において5連続取引日の東証における当社株価終値が45円（発行決議日の東証終値の50%）を下回らないこと、上限議決権数超過行使等に該当しないこと、を指します。

③ 本新株予約権の構成および行使の対象となる株式数

本新株予約権は全 10 回号で構成されております。各回号の行使の際に払い込まれる出資金額は各回号につき1億円、全 10 回号合計で10億円となります。本新株予約権は1個あたりの出資金額が固定されており、新株予約権の行使により交付される株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっております。ただし、上限議決権数超過行使等の制限により、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式についても、現時点においては、最大 17,748,000 株（平成21年

8月27日現在の当社議決権総数70,994個の25%未満)となっており、これを超えて行使されることはありません。

④ 取得（コールオプション）について

当社は、当社の判断により、いつでも払込金額と同額で本新株予約権の全部または一部を取得することが出来ます。また、当社普通株式の東証終値が5取引日連続で45円（発行決議日の東証終値の50%）を下回った場合には、当社は、残存する新株予約権の全部を取得いたします。なお、割当予定先が出資金を払い込んだ新株予約権のうち、未行使の新株予約権を取得する際には、当社は未行使の新株予約権に対する出資金を割当予定先に返還いたします。

<本新株予約権を選択した理由>

当社は、今回の資金調達に際して多様な手法を検討するにあたり、以下に示す本新株予約権の特徴は、当社の資金調達および資本増強ニーズを満たすものであり、また既存株主やマーケットに対して配慮した仕組みを備えている手法であることから、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本新株予約権の発行を決議いたしました。

- ① 当社の判断により行使促進のタイミングをコントロールできるため、機動的な資金調達および資本増強を行うことができます。
- ② 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した個数の本新株予約権は、一定の条件のもとで権利行使最終期日までに必ず行使される仕組みとなっております。割当予定先が行使を表明した本新株予約権は、割当予定先により、行使のタイミングと行使価額が分散された形で行使されます。これらのことにより、株価への影響の低減と小刻みな公募増資と同様の経済効果を享受することが期待できます。
- ③ 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落した場合には、交付される株式数が増加する一方で、株価が上昇した場合には、交付される株式数が減少して希薄化が抑制されることとなります。さらに、上限議決権数超過行使等の制限により、本新株予約権の行使によって交付される当社普通株式数の累計についても上限が設けられているため、一定以上の希薄化に歯止めをかけることができます。
- ④ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断でいつでも残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

993,768,000円

上記の差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（第1回乃至第10回新株予約権合計1,768,000円）および本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第1回乃至第10回新株予約権合計1,000,000,000円）とを合算した金額から本新株予約権にかかる発行諸費用8,000,000円を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるものであり、発行決議日現在において本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額および払込日は確定しておりません。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 設備投資資金	600	平成21年12月～平成23年9月
② 研究開発資金	残額	平成21年12月～平成23年9月

上記資金使途は、今後2年の間に発生しうる資金使途の内訳を記載したものです。現時点においてはいつの時点でどの分野に充当するか明確に定まっていなため、より具体的な使途については、実際に資金需要が生じて当社が行使価額の修正を決定した時点で開示いたします。また、上記資金使途に変更が生じた場合にも開示いたします。

なお、当社は、調達した資金は速やかに支出を行う予定ですが、支出実行までに時間を要する場合は、当社はリスクの低い、適時適切な資金管理を図ります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、2. 募集の目的及び理由<資金調達の主な目的>記載の目的に充当していくことで、当社は、一層の事業拡大並びに収益向上を目指すとともに、財務基盤の更なる安定化が図れることから、株主価値の向上に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の払込金額は、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、①本新株予約権の行使により新たに交付される株式数が、当社株式の売買高に照らして相当数にのぼることに加え、当社の判断で本新株予約権がいつでも取得され得ることから、新株予約権者はリスクヘッジの観点から投資行動に制約を受けること、②行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数を表明し、一定の条件の下で行使期日までに全て行使することを約していること、という本新株予約権の特性を踏まえて、新株予約権者の投資リスク、同規模の公募増資を行う場合に想定される条件決定日の時価株価と発行価額の差、行使価額修正開始の決定後に出資金総額を払い込むことに伴い新株予約権者が負担することとなるクレジット・コスト等を勘案した結果として算定されており、合理的であると判断いたしました。

払込金額が割当予定先に特に有利でないことにかかる適法性に関する監査役の見解は、以下のとおりです。

適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権の想定元本10億円に対し、当社株式の過去1年間における一日当たり平均売買代金は33百万円であるものの、本新株予約権は10回号に分けられており、資金需要に応じて、各回号ごとに行使価額の修正開始決定を行う予定であること、②平成21年8月27日現在の発行済株式総数に対する本ファイナンスによる潜在株式数の比率は10.0%（潜在株式に係る議決権数7,407個については、平成21年8月27日現在の当社議決権総数70,994個の10.4%）となる見込みであることから、本新株予

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

約権の行使に伴う発行総額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

(注1) 潜在株式数の比率は、本新株予約権の全てが当初行使価額で行使された場合に発行される株式数を平成21年8月27日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

(注2) 本新株予約権の全てが、上限行使価額で行使された場合の平成21年8月27日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は7.5% (潜在株式に係る議決権数5,555個については、平成21年8月27日現在の当社議決権総数70,994個の7.8%) となります。また、上限議決権数超過行使等を制限していることから、本新株予約権の行使により当社が交付することとなる当社普通株式数の累計は、現時点においても上限17,748,000株となりますので、本新株予約権にかかる平成21年8月27日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、最大で23.9% (潜在株式に係る議決権数17,748個については、平成21年8月27日現在の当社議決権総数70,994個の25%未満) となる見込みです。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成21年3月31日現在）

(1) 名 称	野村証券株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長兼 CEO 渡部 賢一			
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業			
(5) 資 本 金	10,000 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成13年5月7日			
(7) 発 行 済 株 式 数	201,410 株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	14,234 名（単体）			
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫			
(12) 大株主及び持株比率	野村ホールディングス（株）100%			
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係				
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：10,650 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：ありません。			
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	主幹事会社			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態 （ 単 体 ）				
	決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
純 資 産 （ 百 万 円 ）		960,926	859,012	721,453
総 資 産 （ 百 万 円 ）		12,632,393	13,171,702	12,796,464
1 株 当 たり 純 資 産 （ 円 ）		4,770,995	4,264,991	3,582,009
営 業 収 益 （ 百 万 円 ）		770,358	710,537	502,201
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 （ △ ） （ 百 万 円 ）		266,507	165,138	△60,292
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 （ △ ） （ 百 万 円 ）		266,699	164,734	△60,075
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 （ △ ） （ 百 万 円 ）		150,702	100,177	△37,509
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 （ △ ） （ 円 ）		748,233.51	497,376.14	△186,230.33
1 株 当 たり 配 当 金 （ 円 ）		1,000,000	500,000	—

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

野村証券株式会社は、①当社の主幹事会社として良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ財務基盤の強化の実現が期待できること、④発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること、等を総合的に勘案した上で、同社への割当を予定しております。

なお、本割当は、日本証券業協会会員である野村証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村証券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、また、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の直近の財務諸表等から、割当予定先は本新株予約権の払込みに要する財産を保有していると判断いたしました。

(5) その他

当社は、割当予定先である野村証券株式会社との間で、下記の事項について合意する予定です。

<上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>

- ① 当社は、同時期発行議決権付株式に係る議決権の数に、同時期発行新株予約権等の取得または行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,748個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てまたは当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合または変更前後における単元株式数の比率に応じて減少または増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日または単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権ならびにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権または同時期発行新株予約権等の行使または取得により増加した議決権の数も同様に減少または増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本新株予約権の行使または同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。
- ② 当社は、下記<割当予定先による行使制限措置>②に基づく割当予定先による確認に係る本新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別添の発行要項（以下「要項」という。）第8項第(1)号に定める取得（残存する本新株予約権の全部の取得に限る。）の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権を除く。

- ③ 当社は、割当予定先による本新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項および同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項ならびに株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 5 条第 2 項および同取扱い 1 (2) 乃至 (6) の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、制限超過行使および上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

<株券貸借に関する契約>

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 21 年 3 月 31 日現在）	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4 G）	5.23%
OKK取引先持株会	5.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.00%
株式会社りそな銀行	2.28%
三井住友海上火災保険株式会社	1.72%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1.65%
大阪機工従業員持株会	1.44%
MLPFS CUSTODY ACCOUNT （常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社）	1.42%
三菱電機株式会社	1.35%

今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記 3.(2)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

なお、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①上限議決権数超過行使等を制限することにより、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を平成 21 年 8 月 27 日現在における当社の発行済株式総数にかかる議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結売上高	39,182百万円	37,181百万円	26,631百万円
連結営業利益	5,855百万円	3,641百万円	737百万円
連結経常利益	5,546百万円	3,558百万円	663百万円
連結当期純利益又は 当期純損失（△）	3,237百万円	2,100百万円	△398百万円
1株当たり連結当期純利益又は 当期純損失（△）	43.86円	28.50円	△5.54円
1株当たり配当金	7.0円	8.0円	2.5円
1株当たり連結純資産	294.91円	305.32円	287.16円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成21年8月27日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	74,058,168株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	465円	463円	203円
高値	491円	571円	254円
安値	338円	173円	66円
終値	467円	201円	80円

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	99円	77円	81円	85円	91円	98円
高値	102円	92円	100円	97円	112円	116円
安値	72円	66円	81円	84円	91円	84円
終値	77円	80円	84円	90円	99円	89円

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ 発行決議日における株価

	平成 21 年 8 月 27 日
始 値	90 円
高 値	92 円
安 値	90 円
終 値	90 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

(別紙)

第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行要項

- I. 第 1 回乃至第 10 回新株予約権の名称
大阪機工株式会社第 1 回乃至第 10 回新株予約権 (以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。)
- II. 第 1 回乃至第 10 回新株予約権に共通する事項
1. 新株予約権の総数 10 個
 2. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数 (以下「**交付株式数**」という。) は、10,000,000 円 (以下「**出資金額**」という。) を行使価額 (第 3 項第 (2) 号に定義する。) で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額 (以下「**出資金総額**」という。) を行使価額で除して得られる最大整数とする (1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、第 2 項に定める出資金額とする。なお、修正開始日 (第 4 項第 (1) 号に定義する。) 後の包括行使請求 (第 13 項第 (3) 号に定義する。) または個別行使請求 (第 13 項第 (4) 号に定義する。) に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権 1 個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株あたりの価額 (以下「**行使価額**」という。) は、当初 135 円とする。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、修正または調整される。
 4. 行使価額の修正
(1) 当社は、平成 21 年 12 月 14 日以降、平成 23 年 9 月 13 日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日 (行使価額修正の決定を行った日 (以下「**行使価額修正決議日**」という。)) の 6 銀行営業日後の日をいい、以下「**修正開始日**」という。) 以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定 (以下「**行使価額修正の決定**」という。) することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①修正開始日 (当日を含む。) から修正開始日の翌月の第 2 金曜日まで (当日を含む。) の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで (当日を含む。) の 3 連続取引日 (ただし、終値 (気配表示を含む。以下同じ。)) のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「**修正開始日行使価額算定期間**」という。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 90% に相当する金額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。) に、②修正開始日の翌月の第 2 金曜日の翌日以後においては、毎月第 2 金曜日 (以下「**決定日**」という。) の翌日以降、決定日まで (当日を含む。) の 3 連続取引日 (ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「**修正後行使価額算定期間**」という。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 90% に相当する金額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、そ

この文書は、当社の第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が45円(ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が180円(ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**上限行使価額**」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(本項第(3)号②に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出

するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第17項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式および本項第(2)号において「**時価**」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式および本項第(2)号において「**既発行普通株式数**」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「**交付普通株式数**」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「**対価**」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「**完全希薄化後普通株式数**」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に

関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。) および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使可能期間

(1) 平成21年9月15日から平成24年9月13日までの期間(以下、当該期間の最終日を「**権利行使最終期日**」という。)とする。ただし、平成24年9月13日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。

(2) 前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「**包括行使請求書提出期間**」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間(以下「**個別行使可能期間**」という。)とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「**組織再編行為**」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年9月13日まで(当日を含む。)の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年9月13日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (5) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。
- (6) 本項第(1)号、第(2)号または第(4)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

9. 各新株予約権の払込金額
本新株予約権1個あたり17,680円
10. 新株予約権の払込総額
176,800円とする。
11. 新株予約権の割当日
平成21年9月14日
12. 新株予約権の払込期日
平成21年9月14日
13. 新株予約権の行使請求および払込の方法
- (1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成23年9月13日まで(当日を含む。)に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「**修正前行使価額**」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (3) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第14項第(2)号①に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「**包括行使請求**」という。)の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。
- (4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「**個別行使請求**」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、第14項第(2)号①に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

- (5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第15項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて第16項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「**指定口座**」という。）に払い込むものとする。
- (7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

14. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) ①包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(4)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第8項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。
 - ②包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第16項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。
 - ③権利行使最終期日の前銀行営業日に本号①に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。
 - ④包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- (3) ①第17項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。
 - ②新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- (4) ①以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
 - (i) 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立が行われた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
 - (ii) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(iii)当社の重要な財産が差し押さえられた場合

②本号①のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所 大阪機工株式会社 経理部
16. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社りそな銀行 大阪営業部
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
- (1)本新株予約権の行使請求の効力は、第13項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第13項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、第14項第(4)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第8項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
18. 単元株式数の定め
の廃止等に伴う
取 扱 い 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
19. 譲渡による新株予約権の取得の制限 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
20. 募集の方法 第三者割当の方法により、全てを野村証券株式会社に割り当てる。
21. 申込期間 平成21年9月14日
22. 新株予約権の払込金額の算定理由 本新株予約権の払込金額は、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、①本新株予約権の行使により新たに交付される株式数が、当社株式の売買高に照らして相当数にのぼることに加え、当社の判断で本新株予約権がいつでも取得され得ることから、新株予約権者はリスクヘッジの観点から投資行動に制約を受けること、②行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数を表明し、一定の条件の下で行使期日までに全て行使することを約していること、という本新株予約権の特性を踏まえて、新株予約権者の投資リスク、同規模の公募増資を行う場合に想定される条件決定日の時価株価と発行価額の差、行使価額修正開始の決定後に出資金総額を払い込むことに伴い新株予約権者が負担することとなるクレジット・コスト等を勘案した結果、本新株予約権1個あたりの払込金額を17,680円とした。
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上